

事業ごみの分別・処理について

- 施設から排出するごみ（事業ごみ）は、「事業系一般廃棄物」、「産業廃棄物」の2種類に分別する。
- 事業系一般廃棄物は、「リサイクルできる紙類」、「缶・びん・ペットボトル」、「可燃ごみ」の3種類に分別する。
- 事業系一般廃棄物の処理は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた処理業者に委託する。
- 「リサイクルできる紙類」、「缶・びん・ペットボトル」、「可燃ごみ」用の3種類の袋を地区担当の許可業者から調達し、事業ごみとして回収、リサイクル・処理してもらう。
なお、「リサイクルできる紙類」の分別については、許可業者により取扱いが異なるため、地区担当の許可業者に相談すること。
- 「リサイクルできる紙類」は古紙回収業者に引渡すことも可能であり、その場合は新聞、段ボール、雑誌、雑紙、コピー用紙等に分別する。
- 産業廃棄物は、産業廃棄物の種類毎に分別する。
- 産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可を受けた処理業者に委託する。
- 産業廃棄物の処理を委託する際に使用する産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを使用する。なお、電子マニフェストを使用できない場合には、紙マニフェストを使用するものとする。